

審議案件に関する概要

令和 5 年 8 月 2 5 日 第四部会 提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 5 年 1 月 2 7 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 道北アークス 代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 3 3 番地の 1

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) 旭川市永山 1 1 条 3 丁目商業施設 旭川市永山 1 1 条 3 丁目 1 1 9 - 3 7 の内	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	未定	
(3) 新 設 日	令和 5 年 9 月 2 8 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 5 4 7 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	5 3 台
	駐輪場の収容台数	1 7 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	3 3 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 5 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 5 3 台 = 設置台数 5 3 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保 (5 3 台)
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	1 7 台 ・ 駐輪場を店舗入口付近に整備することで、 利用効率を高めていきます。 ・ 自動二輪車の来客は極端に少ないことが 予想されるが、来客駐車場に駐車した場合 でも対応可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは 発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設については、荷さばき処理能 力 1 時間あたり 4 台に対し、4 台の搬入で あるが、十分な処理施設の規模である。 ・ 各配送業者が集中しないよう時間の配分 に配慮する。 ・ 一括配送などの実施により搬入回数の削 減に配慮する。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・ 各出入口に「一旦停止」「通学路・学童注意」等の注意喚起看板を設置して、学童及び歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努めます。 ・ 公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の詳細情報、位置図、アクセス方法等については、ホームページに掲載し周知を図り、利便性向上に配慮する。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	38dB	○	
		2	60dB	42dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	32dB	○	
		2	50dB	37dB	○	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	排気②	50dB	65dB	△
		c1	来客者線①	50dB	66dB	△
		c2	来客車線②	50dB	70dB	△
d1		ドア開閉音①	50dB	56dB	△	
d2		ドア開閉音②	50dB	64dB	△	
規制基準値を超える、予測地点a1、c1、c2、d1、d2について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。						
	再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	a1'	排気②	60dB	37dB	○	
	c1'	来客者線①	50dB	34dB	○	
	c2'	来客車線②	60dB	32dB	○	
	d1'	ドア開閉音①	50dB	34dB	○	
	d2'	ドア開閉音②	60dB	33dB	○	
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗スタッフや取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・ 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・ 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。 				
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 				

		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等にアイドリング停止を徹底させる。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6.741m ³ < 設置容量 33.240m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は屋外に設置しますが、使用時以外は扉を閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行う。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では調理等を行わないため調理臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該地域が立地する地域において、町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・所管警察との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。

(7)関係行政機関との協議状況		
公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川東警察署交通第一課)		協議済み
地元市町村(旭川市)		協議済み
道路管理者 (旭川市土木部土木管理課)		協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

なし

((仮称) 旭川市永山11条3丁目商業施設：法第5条第1項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている配慮のうち、敷地境界における夜間の音源ごとの最大値が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっているため、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。